

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市城下一丁目1番9号

氏名 八戸通運株式会社 代表取締役 角田 徹  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年12月13日

許可の有効年月日 令和10年12月12日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

- 取扱う特別管理産業廃棄物
- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
  - ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
  - ・廃ポリ塩化ビフェニル等
  - ・ポリ塩化ビフェニル汚染物
  - ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
  - ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
  - ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
  - ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

(以下、裏面記載)

無  
以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 12月 13日 当初許可

平成 10年 12月 13日 更新許可

平成 15年 8月 26日 変更届出書受理（代表者を大矢武から変更したこと。）

平成 15年 12月 13日 更新許可

平成 18年 4月 6日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（シアノ化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成 20年 12月 13日 更新許可

平成 21年 8月 4日 変更届出書受理（代表者を三浦悌二から変更したこと。）

平成 25年 12月 13日 更新許可

平成 26年 8月 11日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を追加したこと。）

平成 29年 7月 10日 変更届出書受理（代表者を田中信明から変更したこと。）

平成 30年 12月 13日 更新許可

令和 5年 12月 13日 更新許可

令和 6年 7月 17日 変更届出書受理（代表者を高林秀典から変更したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白